

一般社団法人日本超音波検査学会
学術研究助成金制度規約

平成 28 年 3 月 12 日理事会承認（制定）

（目的）

第 1 条 学術研究助成金（以下「助成金」という）は、超音波検査技術の発展、普及に寄与する研究を支援することを目的とする。

（助成金の交付対象）

第 2 条 この助成金は、超音波検査技術に関する学術研究のうち、重要と認められるものを助成の対象とする。

（申請者の募集および資格）

第 3 条 助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

第 4 条 申請者は、申請時において 3 年以上継続して正会員であること。また、同一の研究について他の財団の助成金等を受けていないこと。

（助成額）

第 5 条 助成金の上限は 300 万円とし、申請書類審査により申請額より減額される場合がある。

第 6 条 助成金に関する費用は顕彰委員会の予算として計上するものとする。

（申請および申請期間）

第 7 条 申請者は、所定の申請書を毎年 7 月 1 日から 9 月末日までに、顕彰委員会委員長宛てに提出しなければならない。

（選考）

第 8 条 助成金交付の対象および助成額については、顕彰委員会が招集した選考委員会を選定し、理事会に推薦する。

第 9 条 選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。

（助成金の決定）

第 10 条 理事長は、顕彰委員会からの推薦を理事会に諮り、当年度の助成金交付対象者、助成額を決定する。

第 11 条 助成金決定の通知は、顕彰委員会から申請者へ書面により通知する。

（報告の義務）

第 12 条 研究期間は、申請受理後 2 年以内とし、研究期間が 2 年にわたる場合には、1 年経過時に研究成果の中間報告を学会に提出する。

第 13 条 研究期間終了後開催される、本学会の学術集会で研究成果を発表し、1 年以内に機関誌「超音波検査技術」へ論文を投稿すること。

第 14 条 助成金の会計報告を本学会の財務マニュアルに沿って提出し、剰余金が生じた場合は返納すること。

（助成金決定の取消、中止、および返還）

第 15 条 助成金の交付を決定された者が、次のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、学会は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

（1）虚偽の申し出または報告を行ったとき

（2）対象となる研究活動等が中止になったとき

（3）その他この規約の目的に照らして、ふさわしくないものと理事会が認めたとき

（規約の改定）

第 16 条 この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。